

草津市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民の参加を求めるため、草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、第5次草津市総合計画の策定に必要な事項について提言を行う。

(構成等)

第3条 市民会議は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、知識経験を有する者、公募による市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(代表および副代表)

第5条 市民会議に代表および副代表を置く。

2 代表は、委員の互選によって定める。

3 代表は、市民会議を総括する。

4 副代表は、代表が指名する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 代表は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。

2 代表は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 市民会議の所掌事務をさせるため、第1部会、第2部会、第3部会および第4部会を設置する。

2 各部会の分掌事務は、別表に定める。

3 各部会に属する委員は、代表が指名する。

4 各部会に部会長および副部会長を置く。

5 各部会長は、各部会に属する委員のうちから代表が指名する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過および結果を代表に報告する。

7 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

9 各副部会長は、各部会長が指名する。

10 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、政策推進部政策調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

別表（第7条関係）

部会	分掌事務
第1部会	(1) 人権教育または啓発の推進に関すること。 (2) 男女共同参画社会の実現に関すること。 (3) 環境の保全と向上に関すること。 (4) 市民生活の安全に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第2部会	(1) 健康づくりに関すること。 (2) 福祉に関すること。 (3) 教育に関すること。 (4) 文化または芸術活動の振興に関すること。 (5) 市民スポーツの振興に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第3部会	(1) 基盤の整備に関すること。 (2) 産業の振興に関すること。 (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第4部会	(1) コミュニティー振興に関すること。 (2) 協働のまちづくりに関すること。 (3) 市民交流に関すること。 (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

草津市告示第119号

草津市総合計画策定市民会議設置要綱を次のとおり制定する。

平成20年6月10日

草津市長 橋川 渉